平成２２年（フ）第６４号
山梨県上野原市上野原4021番地１
債務者　岡部　清次
１　決定年月日時　平成22年９月22日午後１時20分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第６８号
山梨県上野原市コモアしおつ４丁目18番５号
債務者　飯島　晴美
１　決定年月日時　平成22年９月22日午後１時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第６９号
山梨県上野原市上野原284番地８
債務者　池田　延子
１　決定年月日時　平成22年９月22日午後１時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第６６１号
兵庫県加古川市加古川町南備後194番地の６
債務者　藍染　信行
１　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６６２号
兵庫県加古川市加古川町南備後194番地の６
債務者　藍染美智代
１　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１６７号
鳥取県境港市外江町1743番１レガートＤ号室、住民票上の住所鳥取県米子市夜見町2424番地７
債務者　久代　裕之
１　決定年月日時　平成22年９月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第９４８号
広島市安佐北区可部３丁目６番11―101号、申立時の住所広島市安佐北区安佐町大字鈴張1495番地の28
債務者　近藤　貞美
１　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０９３号
広島市安佐北区安佐町大字久地250番地の９
債務者　原　　清美
１　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１８０号
広島県大竹市新町３丁目７番10号
債務者　小玉あつ子
１　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１８７号
広島市南区的場町２丁目３番10―301号
債務者　坂田るみ子
１　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１９４号
広島県三原市大和町大具534番地１
債務者　古元　信幸
１　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３３２号
広島市中区舟入南２丁目14番18―306号
債務者　藤川　進一
１　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６５号
広島県呉市倉橋町11772番地
債務者　岡見　邦彦
１　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１６８号
広島県呉市広小坪２丁目18番２号
債務者　増木　弘満
１　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１７２号
広島県竹原市田ノ浦２丁目７番13―103号
債務者　前川　清隆
１　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１７４号
広島県呉市焼山桜ヶ丘１丁目７番13号
債務者　南良　富夫
１　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１７７号
広島県呉市中央６丁目６番20号
債務者　関西衣料こと　川上　典實
１　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
広島地方裁判所呉支部